

昭和52年 7月 1日

環境庁企画調整局環境保健部長

後天性水俣病の判断条件について

近年、水俣病の認定申請者の症候につき水俣病の判断が困難である事例が増加してきたこともある。当庁においては、医学的知見の進展を踏まえ、昭和50年6月以降医学の関係各分野の専門家による検討を進めてきたところであり、今般、その成果を下記のとおり後天性水俣病の判断条件としてとりまとめたので、了知のうえ今後の認定業務の推進にあたり参考とされたい。

記

1. 水俣病は、魚介類に蓄積された有機水銀を経口摂取することにより起る神経系疾患であって、次のような症候を呈するものであること。

四肢末端の感覚障害に始まり、運動失調、平衡機能障害、求心性視野狭窄、歩行障害、構音障害、筋力低下、振戦、眼球運動異常、聴力障害などをきたすこと。また、味覚障害、嗅覚障害、精神症状などをきたす例もあること。

これらの症候と水俣病との関連を検討するに当たって考慮すべき事項は次のとおりであること。

- (1) 水俣病にみられる症候の組合せの中に共通してみられる症候は、四肢末端ほど強い両側性感覚障害であり、時に口のまわりまでも出現すること。
- (2) (1)の感覚障害に合わせてよくみられる症候は、主として小脳性と考えられる運動失調であること。また、小脳・脳幹障害によると考えられる平衡機能障害も多くみられる症候であること。
- (3) 両側性の求心性視野狭窄は、比較的重要な症候と考えられること。
- (4) 歩行障害及び構音障害は、水俣病による場合には、小脳障害を示す他の症候を伴うものであること。
- (5) 筋力低下、振戦、眼球の滑動性追従運動異常、中枢性聴力障害、精神症状などの症候は、(1)の症候及び(2)又は(3)の症候がみられる場合にはそれらの症候と合わせて考慮される症候であること。

2. 1に掲げた症候は、それぞれ単独では一般に非特異的であると考えられるので、水俣病であることを判断するに当たっては、高度の学識と豊富な経験に基づき総合的に検討する必要があるが、次の(1)に掲げる曝露歴を有する者であって、次の(2)に掲げる症候の組合せのあるものについては、通常、その者の症候は、水俣病の範囲に含めて考えられるものであること。

(1) 魚介類に蓄積された有機水銀に対する曝露歴

なお、認定申請者の有機水銀に対する曝露状況を判断するに当たっては、次のアからエまでの事項に留意すること。

ア 体内の有機水銀濃度（汚染当時の頭髪、血液、尿、臍帯などにおける濃度）

イ 有機水銀に汚染された魚介類の摂取状況（魚介類の種類、量、摂取時期など）

ウ 居住歴、家族歴及び職業歴

エ 発病の時期及び経過

(2) 次のいずれかに該当する症候の組合せ

ア 感覚障害があり、かつ、運動失調が認められること。

イ 感覚障害があり、運動失調が疑われ、かつ、平衡機能障害あるいは両側性の求心性視野狭窄が認められること。

ウ 感覚障害があり、両側性の求心性視野狭窄が認められ、かつ、中枢性障害を示す他の眼科又は耳鼻科の症候が認められること。

エ 感覚障害があり、運動失調が疑われ、かつ、その他の症候の組合せがあることから、有機水銀の影響によるものと判断される場合であること。

3. 他疾患との鑑別を行うに当たっては、認定申請者に他疾患の症候のほかに水俣病にみられる症候の組合せが認められる場合は、水俣病と判断することが妥当であること。また、認定申請者の症候が他疾患によるものと医学的に判断される場合には、水俣病の範囲に含まないものであること。なお、認定申請者の症候が他疾患の症候でもあり、また、水俣病にみられる症候の組合せとも一致する場合は、個々の事例について曝露状況などを慎重に検討のうえ判断すべきであること。
4. 認定申請後、審査に必要な検診が未了のうち死亡し、剖検も実施されなかつた場合などは、水俣病であるか否かの判断が困難であるが、それらの場合も曝露状況、既往歴、現疾患の経過及びその他の臨床医学的知見についての資料を広く集めることとし、総合的な判断を行うこと。

(編注) 50年6月以降水俣病認定検討会において検討を進めてきた成果を、後天性水俣病の判断条件としてとりまとめたものである。

(参考)

水俣病の範囲に考えられる症候の組合せ

| 症候 組合せ | 感覚障害 | 運動失調 | 平衡機能障害 | 求心性 視野狭窄 | 中枢性障害 (眼科) | 中枢性障害 (耳鼻科) | その他の症 候の組合せ |
|-----------|------|------|--------|-------------|---------------|----------------|----------------|
| ア | ○ | ○ | | | | | |
| イ (1) | ○ | △ | ○ | | | | |
| | ○ | △ | | ○ | | | |
| ウ (1) | ○ | | | ○ | ○ | | |
| | ○ | | | ○ | | ○ | |
| エ | ○ | △ | | | | | ○ |

○：認められる △：疑いがある

(編注) 「後天性水俣病の判断条件について」(昭和52年7月1日環保業第262号環境保健部長通知)により作成したものであるが、水俣病と診断し得るか否かは単純なあてはめだけでは決まりしない。